

1960年11月

婦人労働海外資料第52号

海外の婦人労働問題

——第1回ILO婦人労働問題コンサルタント会議記録——

ジュネーブ 1959年10月

労働省婦人少年局



は し が き

婦人労働者の数は1960年6月には695万を数え、全雇用者の約3割を占めるに至り、日本経済の中で果たす婦人の役割はますます重要性を加えております。

戦後の経済復興と発展を反映して、婦人は急激に各種の職場に進出をみせ、婦人たち自身の間にも、職業意識、職業能力を高めようとする機運も高まっています。しかしそれと同時に労働者としての婦人は、母性機能、家事の責任、社会的慣習等々から依然として社会的な制約をこうむり、大部分の婦人は単純不熟練労働に従事しているのが現状です。

技術革新の進展は急激に経済の様相に変革を加えつつあり、それに伴って婦人労働の上にも大きな影響を及ぼしております。

国際的にも婦人労働問題の重要性にかんがみ、1959年3月ILO第141回理事会の決定により婦人労働問題コンサルタント会議が設置され、同年10月12にジュネーヴで第1回の会合が開かれました。委員は労、使、政府各9人からなり、それぞれ婦人労働問題に関する専門家の資格で男女合せて27人、参加国は19ヶ国でした。日本からは全労同盟大阪府支部副支部長、米盛いそ子、政府側から労働省婦人少年局婦人労働課長、大羽綾子が参加しました。

この会議を通して、世界の各地で働く婦人が当面している困難と、その必要としていることとは、工業化の進んでいるか否かを問わず、共通な点が数多くあることを発見し、また同時に中進国としての日本の婦人労働問題の上にも多くの示唆を得ましたので、その報告を訳出して関係の皆様にご参考に供する次第です。

昭和35年11月

労働省婦人少年局長

谷 野 せ っ

目 次

はしがき	
議題及び資料	1頁
報 告	1頁
項目 1 婦人労働者の就業機会と必要措置に ついての最近の傾向	5頁
項目 2 農業における婦人労働の条件と諸問題	17頁
項目 3 婦人の賃金	21頁
項目 4 婦人労働者に関する将来の事業計画	25頁
附 録	
事務局長挨拶	30頁

I. L. O. 婦人労働問題コンサルタント会議 (1959. 10. 12. ～17. 於ジュネーブ)

議 題 及 び 資 料

項目 1 婦人労働者の就業機会と必要措置についての最近の傾向	
*労働力人口の中の婦人、 PCWW/1959/ I / 1 / D. 1	
(国際労働雑誌 1958年3月第77巻の抜萃)	
項目 2 農業における婦人労働の条件と諸問題	
*インドの社会開発計画における婦人、 PCWW/1959/ I / 2 / D. 1	
(国際労働雑誌 1959年7月, 第80巻第1号の抜萃)	
項目 3 婦人の資金	頁
婦人の賃金問題 PCWW/1959/ I / 3 / D. 1	
同一労働同一賃金 PCWW/1959/ I / 3 / D. 2	
項目 4 婦人労働者に関する将来の事業計画	頁
PCWW/1959/ I / 4 / D. 1	

報 告

- 1 第141回及び第142回理事会(1959年3月及び6月, 於ジュネーブ)の決定に基づいて, 婦人労働に関する特殊な問題について国際労働事務局に対して助言を与える為に設置された婦人労働問題コンサルタント会議の第1回の会合は, 1959年10月12日から17日までジュネーブにおいて開催された。
- 2 会議に出席したコンサルタントは次の通りである。

メキシコ メキシコ婦人労働組合連合会

事務局長 カルメン・フライザ嬢

スウェーデン スウェーデン労働組合総同盟

書記長 シグリッド・エケンダール夫人

スイス アドルフ・フエラー株式会社取締役会長

エリザベス・フェラー嬢
 インド 製粉工業会労働部長
 R・G・ゴクヘル氏
 メキシコ 労働省婦人年少労働保護部長
 グデリヤ・ゴメツツ夫人
 オーストリア 連邦産業会議所法律顧問
 ワルター・ハウザー博士
 インド インド労働会議 副委員長
 マニベン・カーラ嬢
 アメリカ 労働省労働長官顧問
 アリス・K・レオポルド夫人
 フランス 労働省統計部長
 R・レビイ・ブルール氏
 スウェーデン スウェーデン経営者協会専務
 G・リンドストローム氏
 南阿連邦 アフリカ婦人被服労働組合組織部長
 ルーシー・ムンベロ夫人
 フランス 繊維産業組合社会事業部長
 J・ヌースボーム夫人
 日本 労働省婦人少年局婦人労働課長
 大羽綾子夫人
 ブラジル 商工労働省大臣官房次長
 レオ・パチエコ・ド・オリベラ氏
 インド 政府代表
 シータ・パルマナンド夫人
 イタリア ロンバルディア経営者協会労働・福祉部長
 ウンベルト・ラマチニ氏

マダガスカル ベフエラタナ病院看護部
 助産婦 アンジエリナ・ラツアラライベ夫人
 イギリス 労働社会事業省次官補
 H・F・ロゼツテイ氏
 アラブ連合労働省労働基準局次長
 アイズラー・エル・シエルビニ夫人
 イスラエル 労働総同盟婦人労働委員会
 ユーデイツト・シモニツト夫人
 フィリピン アトランチック・ガルフ・アンド・パシフィック商会マニラ支店
 人事部長
 ベルフェクト・S・ミソン氏
 西ドイツ 婦人経営者協会副会長
 イルムガード・スピース博士
 オランダ オランダ編物靴下業者組合事務局長
 C・N・F・スワルトタウ博士
 フランス フランスキリスト教労働者総連合副委員長
 シモヌ・トロワグロ夫人
 ソ連 地方労働賃金委員会監察官
 アントニオ・ウイスタクキナ夫人
 西ドイツ ドイツ労働組合総連合連邦執行委員 婦人部長
 マリヤ・ウエーバー夫人
 日本 全機同盟 米盛磯子嬢
 3 国連からは、ルーカー氏が代表として出席し、ILOに対して諮問的地位
 にある非政府団体からのオブザーバーとして次の諸氏が出席した。
 国際経営者団体 グンナー・ノードホルムス氏
 国際キリスト教労働組合連合会 マリヤ・ナーゲルス嬢
 国際自由労連 マルセル・デハレング嬢

世界労連 イネス・セレジ夫人

4 事務局長の代理としてILO事務局次長アバス・アマル氏が会議に出席した。

5 役員の選挙

当会議は、アリス・レオポルド夫人（アメリカ労働省労働長官顧問）を議長に、ウォルター・ハウザー博士（オーストリア連邦産業会議所法律顧問）及びM・カーラ嬢（インド労働会議 副委員長）を副議長に選挙した。

6 議題

理事会の決定した会議議題は次の通りであった。

- (1) 婦人の就業機会と必要措置についての最近の傾向
- (2) 農業における婦人労働の条件と諸問題
- (3) 婦人の賃金
- (4) 婦人労働に関する将来の事業計画

議題の各項目ごとに、国際労働事務局によつて会議資料が準備された。

7 事務局長代理の挨拶

事務局長の代理であるアバス・アマル氏が、当会議の議員に対する歓迎の言葉と、議員の協力に対する高い評価を表明した。彼は、経済生活に婦人が参加する範囲と性格、並びに社会の中で婦人が果たす役割の中に生じつつある変化について注目し、今こそ労働者としての婦人に対する必要措置と諸問題について真剣に検討すべき時であることを示唆した。

「ILOは、婦人労働者のための実際の計画を追求して、ILO総会及び従前の婦人労働問題に関する専門家会議で採択された勧告を実施するように努力して来た。そして、非常な進歩をとげた。然しながら、主要な問題は、今なお未解決のままに残されている。当会議の設置された目的は婦人労働者に特殊な関連をもつた問題及びそれらの問題に対処する為に追求さるべき計画に関してILO事務局に助言と援助を与えることである。

当会議の主たる役目は、婦人労働者に関係する主要な傾向とその発展につ

いて事務局に常に認識させながらこの分野におけるILOの活動のために、それらの意味について適切な情報と助言とを事務局に提供することである。彼はまた、当会議は純粹に諮問的な機関であつて、会議は、何ら公式的な結論に到達することを求められている訳ではなく、その前に提出された問題について各構成員の見解を事務局長に提供すればよいのであることを強調した。

事務局長は、世界中の国々で労働力人口の益々大きな部分を占めつつある婦人労働者の変化しつつある必要措置と条件に対応して、ILOの事業計画を発展強化させることに特別な関心を払っている。討議の報告は、婦人労働者に特殊な利害をもつた事務局の活動の方向に関する理事会の検討に対して、具体的な要求を展開するものとして、事務局長にとっては非常に価値の高いものである。その目的は、問題へのアプローチ（接近）や解決を統一することではなくして、労働者側、使用者側、政府という三つのグループを代表する人々が、実際の経験をお互に交換して、問題を体系的、客観的に検討することなのである。当会議の第1回会合は、現代工業社会及び工業化が進行中の社会における婦人労働者に、特に影響を与える問題について体系的な協議を継続的に進めて行く上での第1歩なのである。当会議はILOのみならず、関係のある国々及び団体が関心をもつような相互的協議のための常設的なかけ橋をILO機構に附け加えるものであるようにと、事務局長は望んだ。

項目 1

婦人労働者の就業機会と必要措置についての最近の傾向

8 コンサルタントの会合は、婦人労働者の就業機会と必要措置についての最近の傾向に関する討論を始めるに当つて、先ず幾つかの短い紹介的な発言から入った。その中で各代表は、婦人の雇用面での主要な変化に関連した各人の見解及び経済生活への婦人の参加と婦人の雇用機会に影響を与える主要な要

因、並びに婦人労働者が現在必要とするものと諸問題に関する実際の意味について夫々の見解を表明した。

9 一般討議では、アプローチや対策が現在必要な婦人労働者の必要措置と諸問題について、その背景の動向が明らかになった。高度に工業化された国において婦人労働者が必要とするものと、工業化の後れた国において必要とするものとの間には基本的な差異のあることが強調された。主要問題は、あらゆる国の婦人に共通しているけれども、それらに対しては多くの異なるアプローチの方法が必要なのである。

10 すべての国において、婦人労働者が就くことのできる雇用機会は顕著に増えている。婦人は今や、あらゆる発展段階にある国々の中で、雇用を見出す広範、多岐な可能性をもつに至った。工業化の進んだ国では、就業機会の範囲は相当に増加して、婦人は今や非農業労働力人口の中の非常に重要な部分を形成している。既婚婦人の雇用は、専任の場合もパートタイムも共に実質的に増えている。工業化の後れた国では、経済生活に婦人が参加する傾向は夫々の国によつて異なるが、主たる傾向は、非農業部門における就業機会の伸長である。

11 婦人の雇用機会とその分布に影響を与える鍵ともなる要因は、一般の雇用水準であることが討議によつて明らかにされた。完全雇用の時期には婦人の雇用機会はつねに伸長し、不景気や経済危機の期間には減少する傾向にある。既婚婦人は特に雇用水準の時期的な変動によつて影響を受ける。工業化の後れた国の多くでは、全労働者を含めた慢性的失業と潜在失業が、あらゆる分野で婦人労働者の就業機会に深刻な限界を画しており、この問題を解決することは非常に困難である。

12 技術上の変化は、婦人労働者の就業機会の上に重大な影響をもっており、各コンサルタントが同意した一つの変化は、将来ますます重要となるであろう。婦人労働者に関する限り、この変化のもつ意味を予測することは困難であるとされた。これまでのところ、ほとんどその徴候は見るべきものがな

い。しかし、オートメーションとそれに関連した技術的進歩は、非常に多くの職業において必要とされていた肉体的労力を減少させることによつて、男女労働の間に存在した伝統的な区別の多くを排除する傾向にあることが注目された。ある国では、技術的進歩は、経済のあらゆる部門で、婦人の就業機会を恒常的に拡大しつつあり、就業機会がすべての労働者に少ししか与えられない他の国では、過渡期には、婦人労働者は逆の結果を甘受しなければならなくなり易い。例えば、アジアのある国々では進歩した機械化とオートメーションが、婦人の手から、彼等が現在かなりの賃金を獲得して搾取から保護されるような大企業の中に有している、わずかの就業機会を奪い取つてしまふ脅威を与えたと指摘された。一方では、技術的進歩は、男女の区別なく影響を与えているように見えるが、ある種の国、ある産業や職業では、婦人労働者の上に特別に不利益な結果をもたらさないように確保するような対策の必要がある。

13 数人のコンサルタントは、技術的变化のもたらす影響は、国民経済発展の段階、又は政治的、社会的体制の性格にかかわりなく、ほとんどすべての国の婦人労働者が共通に関心をもつ問題であることを強調した。この変化は、婦人のための雇用機会の原形及び女子労働力人口の構成における主な傾向の背後にあつて、婦人労働者の問題及び必要措置に支配的な影響を持つているように思われる。

14 同様に、多くの専門家は、婦人の雇用機会並びに労働者としての婦人の必要とすることとその問題の両方に関連した、社会の伝統と社会の態度のもつて強い影響を指摘した。

それぞれの与えられた経済機構のわくの中で、これらの漠然とした要素が結合して、婦人として差別をせず、労働者として受けいれる型を形造るが、それらの要素は異つた国々や地域の婦人労働者の最近の問題を取扱う手段を考えるのに大切なことと思われる。

その上、労働に対する少女や婦人自身また彼等の家族の態度が、彼等が経

済生活に参加する場合の性格に重要な役割りを果たしていることが認められた。最後に、あるコンサルタントは、多人種の社会における社会的態度から派生する特殊な困難、つまり、人種的差別をもたらし、それが多くの婦人がその価値どおりに雇用に就いたり、雇用上の地位を高めたりする事を困難にするような影響をもっている点に注意を喚起した。

15 婦人の雇用機会には、かなりの多様さがある一方では、すべての国における中心的な問題の一つは、婦人にとって就業の機会を見つけることばかりでなく（このことは工業化の後れた国々の多くでは、依然として基本的な問題であるが）婦人をしてより高度の技能を要する雇用への就業を可能にすることなのである。幾人かのコンサルタントは、急速な技術的变化を経験している社会で、もし婦人が自分たちに提供された可能性を最もよく利用しようとするならばこのことが必要であると指摘した。

16 産業の地理的位置とその結果として起る雇用の可能性の分布は、婦人が利用しうる就職口における一つの重要な要素であり、人力資源の利用という条件の上で将来更に研究する価値のある問題であることが示唆された。農業が現在でも最も重要な活動分野となっている多くの国では、地方居住の婦人にとって、所得の機会を發展させ、多様化することが基本的であつて、それは婦人たちが経済的な必要から止むを得ず家族と離れて既に人口の過度に集中している都会地で、低賃金の不熟練労働を探さねばならないようになることから彼等を保護するためでもある。

17 各コンサルタントは、婦人の雇用機会がより広範により多種多様になった結果、職業人としての女子の職業的準備に関連した諸問題と、女子の爲の適切な職業訓練の機会と施設、特に新しく發展しつつある仕事や職業の可能性を利用して、職業人としての能力の水準を高めることができるような対策の必要性が特に著しくなったという点で一致した。

18 工業化の進んだ多くの国では、多くの経済部門における技術的、技能的職業で婦人に対する需要が明らかに増加している。工業化が進行中の国では、

工業、商業及び公務の面で婦人に新たな就業機会が与えられているが、この場合高い水準の知識と技能が要求される。

あらゆる国において、技術は、将来の雇用の可能性と対応して、適切な職業への準備の内容を修正しつつある。

19 大多数のコンサルタントは、婦人の職業人としての準備にとつて一般教育が重要であることに注意を喚起した。工業化の後れた国では、一般教育施設の不足は大きな障碍となつており、高度に工業化された国の多くでは、少女に対する教育内容が、もつと改善されて現代的要求に合致するようになることが必要である。多くの国では、婦人労働者の側の関心と責任感の極立つた欠除及び仕事に対する彼等の態度は、その大部分が彼等の受けた一般教育の内容に原因するということに注意しなければならない。

20 工業化の後れた国々では、婦人に対する組織的な職業訓練が極めて少なく、その結果、婦人の雇用と所得の機会を制限して、競争上不利な立場に陥れたということが注目された。工業化の進んだ国では、中心的な問題は、既存の施設を变化しつつある必要性にいかに対応させるかということである。更に、訓練の機会と施設に空席があり、それらの訓練を平等に受けることができる場合でも、婦人にそれらの機会を十分利用させるには、特別の奨励をする必要がある。若い娘たちは、しばしば、単に結婚までの時間つなぎ（腰かけ）にすぎないと思うことから、組織的訓練を経験することに気の進まぬ様子を見せる。

21 数人のコンサルタントは、職業指導が問題の核心であることを示唆した。少女の教育的、職業的選択は、彼等の職業生活に貢献する能力と無関係な多くの要素によつて影響され、しばしば彼等が将来直面するような雇用の現実についての十分な評価を欠いたままでなされる。

22 婦人の教育、訓練、指導のすべての問題については、全員が一致して強調したが、これは今後も継続的に強調され、優先して取り扱われるべきである。何故ならば、實際上、この点が婦人の職業上の適応性と進歩の鍵であり、同

様に、同一価値労働同一賃金の問題を含めて、婦人に対する均等な就業機会と待遇の問題の多くにとつても鍵となるからである。

23 数人の専門家は、既婚婦人の雇用が上昇傾向にあるのを見て、その必要性と窮極的な望ましさを問題とした。家族をもつた婦人は、社会生活の中で重要な役割を果たしており、子供達の眞の教育者である。彼等を経済生活から排除するようなことは何もしなければならないが、一方において、彼等の妻や母としての重要な役割りを事実上認めることを奨励するような措置がもつとられるべきであろう。

24 婦人の地位が、所得能力だけで判断されるとすれば、それは不幸なことであろう。同時に大多数の既婚婦人は、働く必要があるが故に、家庭の外で働いているということが一般に認められた。この点について、彼等には選択の余地がない。彼等は、家計の支出、子女の教育訓練のための経費をまかなう基礎となる家計収入に貢献しているのである。工業化の後れた国では、この事は特に真実である。そこでは、家庭内の貧困と経済上の必要という圧力は、特別に重い。この様な環境の下での問題は、彼等の全体的な労働の重荷を軽減する方法と手段を発見することなのである。

25 この関係において、幾人かのコンサルタントは、既婚婦人の雇用上の問題の多くの面についての今後の研究の必要と、彼等の特別な必要をみたすための今後の活動が必要なことについて注意を求めた。

26 小さな子供を抱えて、家庭外で働いている既婚婦人の必要とすることとその問題点が最大の関心事であることが示唆された。家族に対して責任を負った既婚婦人に対するパートタイムの雇用の実際上の可能性をもう一度検討してみることが、すべての関係者にとつて必要なことである。

27 また、既婚婦人の労働が経済的、社会的にどのような結果を生むか一家族の収入と生活水準にとつて、子供に対するより高度の教育と訓練にとつて、社会の福祉にとつて一を更に詳細に研究することの必要性及び、有形無形の条件の下において、経経生活に対して既婚婦人が貢献する価値とその貢献が、

家族内のまた国民社会の一員としてもつている彼等の役割りとどう衝突するかについて検討を試みる必要があると示唆した。

28 多くの経済分野が既婚婦人の労働に段々依存するようになってきている、工業化の進んだ国においては、家庭的な責任を持った婦人の直面する「家庭と仕事」を結合させるという問題が特に重要であることが示唆され、一同これに同意した。工業化の後れた国においては、とういつた問題は、もつと著しくなりやすいということが指摘された。これは、家庭の責任を負担しながら、家庭外で働いている婦人にとつて、家事労働の負担を軽減すること、就中、子供の世話をする適当な用意をすることが特に困難なるが故である。

29 幾人かのコンサルタントは、子供の福祉を保護することの重要性を強調した。或る人は、子供のための適切な良い福祉施設の必要を力説した。すべての国で、この分野の問題は未だ解決されていないようであり、工業化の遅れた国では、その必要性が特に著しいが、高度に工業化された国でも、その必要が未だ十分にみだされておらず、既婚婦人の雇用が増えると共にその必要性が増える傾向にある。

30 幾人かのコンサルタントは、高令の男女に関する雇用上の特殊問題について注意を喚起した。相当長期間仕事から離れた後、再び就業した既婚婦人は、特別に困難な問題に直面しがちである。その幾分は、彼等の側の熟練の不足と、古くなつた技能のためであり、幾分は、多くの使用者の側で、一般的には高令の労働者、特殊な場合には高令の婦人労働者を雇うことに乗り気でないという事実に基づいている。

31 数人のコンサルタントは、婦人に適切な雇用条件を確保するような基準が絶えず重要であることに注意を求めた。非常に多くの場合、婦人労働問題の眞の改善は、全労働者に対する基準の改善の中に求められるべきだということがみとめられた。

32 婦人のための特別立法が、一般討論の中で議論された。あるコンサルタントは、よい意図をもっているが、比較的厳格な国家的規定一例えば深夜業に

関する一は婦人の雇用機会を枯渇させたり、労働者としての婦人に対する差別待遇を可能にするという事実注意到を求めた。数人のコンサルタントは、差別待遇の危険を認識しつつも、婦人の経済生活に対する貢献を悪用することから守ること、そして特に、彼等の母性機能を保護するためにあらゆる可能な手段をとることの必要性を強調するとともに、工業化と工業生活のある面から婦人を保護することは差別待遇と考えられてはならないと強調した。一般討論から、保護立法に対する必要性には、国によつて広い相異があることが明らかになった。

33 数人のコンサルタントは婦人の賃金問題は、先ず解決すべき中心的急務として残されており、この分野における今後の活動が必要であることを強調した。婦人の賃金に関係のある問題は、本議題の特別項目の下に検討することになっていたが、同一価値労働同一賃金及び、伝統的に婦人の雇用されている産業に一般的である低賃金水準との婦人の特殊な関連が注目された。

34 婦人の賃金を含めた、労働条件に関連した幾つかの問題については、実情調査による検討が重要であると強調された。

35 各コンサルタントは、一般討論から引き出されたように見える、必要措置の主なものと問題について、より詳細に検討した。

36 職業的準備

婦人の職業的準備を改善するために望ましいと考えられる活動に関して幾つかの提案がなされた。その中で、少女の教育と指導に関して特別重要な二つの点に注意がひかれた。

(1) 将来の妻や母としての行う仕事の上で彼等の助けとなるように意図された教育及び(2)家庭から職場へという重要にして困難な移動を円滑にする為の職業生活入門指導、結論的に、大体一致をみた主要な分野は次の様に要約される。

(1) 少年に対すると同様に少女に対して、あらゆる職業に対する準備と、職業上の昇進に必要な基礎となるような良い一般教育が絶対に必要である

こと。

(2) 少女と若い婦人の限界を広げて、彼等の職業に対する選好と選択を方向づけるための職業指導と、現在の措置を発展させ、完全なものにする方法が重要であること。

(3) 少女に対して、より適切にして多様な職業訓練施設を与える必要があること。

(4) 婦人に適切な高度の技能を得させることを目的とした訓練の適当な機会を与えることが特に重要であること。

(5) 若年労働者に補足的な定時制教育と訓練を与えるためのより活発な活動が必要であることと、並んで、学校教育と職業教育や訓練を少年に比して少ししか受けていない少女に対するこの様な活動が特別に重要であること。

(6) 工業化の後れた国において、婦人の訓練機会を多様化して、彼等の必要とする措置を効果的、経済的にみだすことを可能にするような地域的訓練施設を発展させるのが望ましいこと。

(7) 異なつた地方で利用できる就職口に密接に関連づけられた、そして絶えず事情の変化に合わせて調節されている、女子の訓練機会が必要であること。

(8) 技術革新の婦人の雇用機会に及ぼす影響及び婦人労働者の将来の必要に見合うように、訓練機会と訓練内容を合せるという観点から、彼等の訓練に必要なことを綿密な観察の下におくことが重要であること。

(9) 職業教育と訓練の問題に対する地域社会の広範で多様な関心が、実際上重要であること、並びに学校や他の公共機関と同様、産業、労働組合、地域議会を含めた多くの異なつた集団と多くの異なつた種類の人々の協力を得、その責任を求めるのが望ましいこと。

(10) 婦人の指導、教育、訓練を改善するための、より強力な手段を助長する方法として、職業生活に対する少女の教育、職業訓練の重要性について社

会がもつとよく理解するような教育的運動が望ましいこと。

- (4) 婦人の職業的準備について、特に彼等の訓練機会については、その利用度とその理由に関してもつと事実に基づく情報が必要であること。

37 既婚婦人の雇用

多くの国で、既婚婦人の雇用が増大することから起る一連の実際上の問題に関して、幾つかの意見が表明され、幾つかの示唆がなされたが、その内容は、婦人、子供、家族の生活と地域の社会の生活に対する問題をいかに軽減解決すればよいかに関してであつた。

- (1) それぞれ異つた範疇の既婚婦人の間の区別（例えば結婚したての若い婦人、子供のない既婚婦人、小さな子供をもつた既婚婦人、大きな或は成長した子供のある既婚婦人、現在夫が不在であるか、1～2の理由で夫が働いていない既婚婦人の間の）は、これら婦人に関するすべての問題に影響して、この問題を既婚婦人の雇用という共通の言葉で検討することを不可能にした。それ故、あらゆる検討に際しては、こういつた区別を十分考慮に入れることと、この点についての一層の研究が必要である。

- (2) あらゆる範疇の既婚婦人の雇用に影響し、この問題へのアプローチを支配する概念は、国により、またその哲学、その経済的地位及び国全体の問題として生じて来た必要に従つてかなり相違がある。

- (3) 主要な問題点は、育児に関係しており、この問題に関する国民の考え方や扱い方には非常に相異がある。それは親のみがすべての責任を負担するという信仰から、子供に対する完備された国家の管理を支持する考えにまで及んでいる。後者の体制は、一人のコンサルタントによつて示唆されたが一方では他の人々は母の選択の自由と、育児に関する融通的な計画と方法について強調した。母親が家庭を離れていることに起因する放任の状態と害悪から各年代の子供を守ることの必要性については、完全に意見が一致した。

- (4) 幼児を抱えた既婚婦人が、若し家庭に止まることを希望するならば、そ

うできるような社会政策を行うことが望ましいという点が一般的に強調された。

- (5) 既婚婦人労働者の、より特殊な経済的、社会的問題を解決するための活動というものは、色々な形態をとりうるし、問題や解決策の討議のための委員会や評議会を通して色々な方法で行われうる。

この問題の解決のはしわたしとなるような或る種の体系的な運河があるだろうということは重要だと思われた。

- (6) 労働条件の或る面は、婦人労働者にとつて特別な関係があること、例えば労働時間の短縮、週5日制、週休制と有給休暇、そしてこういつたすべての面における全労働者の基準の向上が、子供を抱えた既婚婦人労働者に対する配慮としてはるかに重要であると強調された。

- (7) 数人のコンサルタントは、家庭的責任を負担した既婚婦人労働者の諸問題に対処する特別の対策について勧告した。家事仕事を軽減するための、そして家庭の組織と管理を合理化するための種々の実際的な方策と合せて、適当なパートタイム雇用の準備することが強く主張された。

- (8) 長い間雇用市場から遠ざかつた後に雇用市場に入ろうとする、または初めて家庭の外で労働を始めようとする老年の婦人労働者の相談、訓練及び雇用に対する特別な計画と、労働者として使用者に受け入れられ易くするような特別の教育上の措置が必要であると主張された。

特別立法

- 38 婦人に対する或る種の特別立法の関する限り、広範多岐な意見と必要措置が存在することは当然明らかであろう。

- 39 すべての基本的な点の中でも、母性に関連した婦人の健康と福祉を保護することが望ましいのは疑う余地がないとして大多数のコンサルタントが注意を求めた点は、婦人に対する或る種の型の特別立法は、しばしば時代後れの条件の下に放置されており、それが婦人に対する一層の差別を作り出し、ある場合には、雇用市場において婦人に深刻なハンディキャップを構成すると

いう事実についてである。その中でも、労働時間に関する特別な規定は、特別な吟味の対象にされた。

婦人労働者にとって深夜業は望ましくないものであることが、或るコンサルタントによつて認められた。少数の国では、深夜業の制限措置は「近代化」されつつある徴候がある（例えば、禁止的夜間の短縮、法律の適用される職種の減少、法律の適用上の大なる融通性）。他の国では、この様な方向に向つた傾向は認められない。幾人かのコンサルタントは、婦人に適用されている深夜業の制限は有益であると考えているが、その考えによると、社会立法の分野で年ごとに婦人に与えられている権利は、それらの基準が今後進歩する際の踏石とみなされるべきであるということであつた。

40 各コンサルタントは、妊娠、出産の場合と、この目的に向つての将来の活動に対する強い明らかな要望がある場合に婦人に与えられる、保護の基準と実際上の保護を維持改良する必要があることについて一般に同意した。この関係において、コンサルタントは、母性保護に関するILOの基準の承認と実行を主張した。

41 労働社会立法と全労働者に対する基準の一般的な改善は、婦人労働者一彼等の大多数は家事の責任と仕事の責任を両方負わねばならない—によつて特に有益な効果をもっていることが、一般的に同意された。

42 研究と実情調査

婦人の雇用に関連した現有の統計資料は不適當である上に十分詳細な、信頼できるものでなく、時代後れた点に各コンサルタントは同意した。国家的資料の改善は、困難で厄介な仕事であることが認められるけれども、それにも拘らず、国家としてできる限り婦人の雇用についての具体面に関する進歩がなされるのが基本的だと認められた。

項目 2

農業における婦人労働の条件と諸問題

43 討議を始めるに当つて、地方労働者部長は、農業における婦人の重要性及び婦人の手で行われる仕事の意義について注意を喚起した。現在までのところ、彼等が必要とするような措置や問題を体系的に勉強したり、それらに対する現実的な解決策が求められたことはほとんどなかつた。部長は、教育、訓練及び生活と仕事の分野で起つて来る、そして農村生活における婦人の地位から一般に起つて来る主要な問題の幾つかに対して取られるような方策に関して、コンサルタントの意見をひき出すことを目的とした一連の質問を彼等に対して行つた。彼は、農業人口のためのILOの活動は、国連や他の専門機関と緊密に統一されており、農業における男女労働者の問題を効果的に解決するためには、すべての機関の協力が必要であるということ 강조했다。

44 工業化の後れた国では、大多数の婦人は農業に雇用されている—自営業主、無給の家族労働者として、又は一時的、季節的或は通常の農業労働者として、農業における婦人の労働は、それぞれの国民社会にとつて非常に重要ではあるが、骨の折れる、報われないものである。それ自身肉体的に疲れがちなものである上に、多くの農村婦人は、家庭において長時間働かねばならない。そこでは、貧しい住宅事情と最も単純な娯楽にもこと欠いていることから、彼等の精力と資質はことさらに緊張を要求される。日常生活と仕事の困難が、経済的な報酬によつてつくかわれることはない。所得は低く、有給の農業労働者の賃金や労働条件は、男女を問わず他の経済部門の労働者と比較すると非常に恵まれない。多くの農業労働の季節的性質、天候条件、予測できない天災にほとんど依存する雇用の不安定性は、すべての農業人口に一連の脅威を与えているが、特に農業に雇用される大多数の婦人に対する影響は大きい。それに加えて、標準的な社会福祉と保護もほとんど与えられていない。

教育、訓練の施設、健康管理、社会保障は極端に欠除している。今後の社会的サービスの発展が大いに必要である。

45 高度に工業化の進んだ国では、婦人の農業労働は、程度はかなり異なっているが、本質において全く同様な問題に直面している。社会的保護の基準はより広範であり、且つ農業労働者は社会保障体制の枠内に包含されている。それにも拘らず、その基準は他の経済部門のそれに比して劣っており、婦人は、非常に困難な条件と、苦しい事情の下に、家計の責任を果たすためにわずかな報酬で営々として働かねばならない。

46 将来の見込みと条件が農業では他に比して貧弱なために、農村地域から市街地域への人口の移動が行われているが、この傾向は工業化の進んだ国も後れた国も同様である。工業化の後れた国では、男は都会に出て仕事を探し、女は村に残つて畠と村の仕事に従事することが多い。

47 あるコンサルタントは、農業の機械化と近代化は、生産性の向上、食糧生産の増加、肉体労働の負担の軽減をもたらし、生活水準と労働条件を改良しつつあるという事実注意到を喚起した。また他のコンサルタントは、農業の機械化は、農業に雇用される不熟練な婦人労働に直接の脅威を与え、特に生計を立てる機会が極端に制限されている国においては、農村婦人に対して失業と潜在失業の危険を増大したということを強調した。雇用が慢性的に不足している幾つかの国では、工業の機械化は、非農業部門における婦人の雇用機会を減少することによつて、益々多くの婦人を生計のために農業に依存させると同時に、この部門での機械化は、婦人に深刻な影響を与えたわれている。この問題は関係国によつて検討されるべきであることが示唆された。

48 多数のコンサルタントは、農村地域の女子に対する教育の向上が緊急に必要であることを強調した。もつと多数の、良質の学校と教師が必要である。工業化の進んだ国では、より良い教育を農村婦人に対して与える上で、ある程度の進歩がみられた。しかし、未開拓の分野はまだ多い。工業化

の後れた国では、その必要は特に多いし、それに応ずるのが困難である。多くの国では、農村地方の教育内容を改善して、農村の少女に対して、少年は対するのと同じく、良い一般基礎教育を確保するための活動が必要であると示唆された。

49 農業労働にこれから入ろうとする、或は既に従事している婦人に対する訓練施設を向上する必要があることが特に強調された。これらの婦人は、農家の主婦にとつて役立つような訓練と同時に、農業に対するより良い職業訓練から非常な利益を受けるものと感じられた。彼等のほとんどは、農業上の仕事に必要な技能と技術に対するもつと適切な訓練を必要としている。

工業化の後れた国々では、実習技術を使つた、実験農場や農業学校は、改良された方法や技術の摂取を助成する上で、また婦人がある種の農業技能を習得することを奨励する上で、特に有益な役割を果たすことができるということが示唆された。

50 あるコンサルタントは、婦人が高度の熟練を要する技術的仕事につく機会を得るために必要な更に高い教育と訓練を受けること、そして農業技術者や専門家、獣医等になることを奨励し、可能にすることが望ましいと強調した。

51 幾人かのコンサルタントは、農業に従事し、農村地域に居住する婦人に対する所得機会を拡大する必要があることに注意を求めるとともに、手工業や農村工業に関連したもつと適切な訓練を与えること、及び実演や他の方法によつて、農村婦人に進歩した方法を学ぶための便利な良い施設を確保することが望ましいと強調した。もし婦人が彼等の仕事から利益を受けなければならぬなら、どんな種類の手工業を教えたらよいかを決定するのは市場の販路であるということが注目された。

52 農村婦人の教育及び訓練の中で、農業の伸張と農業改良事業の重要性については、一般に非常に強調されたが、工業化の後れた国からのコンサルタン

トによつて特に強調された。

多くの婦人はまた、協同グループや団体に参加することから有益な知識と経験を得る。地域開発計画は地方の発展の鍵であるように思われ、この様な計画への婦人の積極的な参加は非常に大切である。

53 労働条件に関しては、コンサルタント達は、多くの分野での改良と基準の向上の必要と、そして工業化の後れた国においてはその必要性が極めて広範であり、且つ緊急を要する性質のものであることを認めた。最低賃金立法は有益であるかも知れないが、この種の規定を強行することは非常に困難である。将来の賃金問題は、多くの国で現在行われている賃金支払形態の中に存するが、それはその型態の下で賃金の一部が現物で支払われている点である。幾人かのコンサルタントは、労働条件についての立法化を農業人口にまで伸張するのは実際は困難であると論じつつ、労働条件を改善するにはその実施が必要だという見地から、これらの困難を克服すべくさらに努力せねばならないと主張した。

54 多数のコンサルタントは、農業に従事する男女の安全と健康を守る必要について特別の注意を求めたが、これは、生活と仕事の条件を改善するために特別の努力が払われねばならない地域であつた。もつと多くの予防的健康管理と、農村人口の一般的な健康上の危険及び特種な職業病への研究が必要であるように思われた。

55 一般に農村の不満足な住宅事情は、婦人に特別な問題を与えていることが注目された。農村婦人の労働条件を改善して、その負担を軽減するような何らかの方策には、住宅を近代化すること及び、住宅に必要な快適さを与えるような活動の緊急性を考慮に入れなければならないという点であつた。

56 結論として、各コンサルタントは、農業に従事する婦人の問題に対して尚一層、研究し注意することをすすめた。これらの問題は、非常に実際的な方法で取扱われなければならないことに一同同意した。国の工業化の段階に拘りなく、農村地域の婦人に接して、彼等の問題を把握するには、困難が存す

る。こういったことは、社会の地域団体の協同的努力を通して、克服するのが最良であり最も良い結果を生むであろう。この様にして、あらゆる範疇の農業における婦人労働は効果的な結論に到達されるのである。もう一つのアプローチの方法として、地域社会や地方単位に結成され、現地の問題の発生源のまわりに中心点をおいた会議、セミナー、討論会がすすめられた。農業に従事する婦人に対して高い農村生活水準を保証している国々は、その知識と経験を分かち与えることによつて他の国を援助することができる点が同様に認められた。

項目 3

婦人の賃金

57 国際労働事務局の経済顧問は、婦人の賃金問題について検討する場合の出発点は、同一賃金条約であると示唆している。この条約の中でILO総会は男女労働者に対して、同一価値労働に対する同一賃金の一般原則—即ち31ヶ国によつて公式に受諾されている原則—を規定している。この原則が広く受け入れられた後の実際上の問題は、関係国がこの原則を効果的に適用しようとする場合に、いかにして最良の援助を与えるかということである。現在の状況—男女労働者間の報酬の事実上の差異とこれらの差異を説明する要因—を知ることが第一に必要である。同一価値労働同一賃金の意味については、一般的な原則としても、また原則の適用される特殊な状況の点からも両方の意味を明確にすることもまた必要である。最後に、この目的に到達するために何の様な活動方法がとられ得るかということを考慮する必要がある。例えば、婦人の賃金の割合が男子の割合よりも低い所では、その割合を平等にするまで高めるべきであると単に主張するだけで獲得されるものなのか、或は現在の状況をもたらし根本的要因を処理することが必要なのか。これらの要因に影響を与えるために、どの様な種類の活動をとることができ、それに対する反響はどの様なものとなるであろうか。

58 討論から明らかになったことは、異なつた国々における実際上の困難の多くは、同一価値労働に対する同一賃金という表現に附けられた意味が異なっていることに起因するということである。或るコンサルタントは、これに関しては、条約の実際の条文を参照すれば十分であると考えた。それから、各コンサルタントは、有用であることが証明され、或は有用であると考へられた同一賃金原則の適用についての実際の経験や意見の交換を行なつた。

59 大多数のコンサルタントは、賃金率と所得の間の明確な区別の必要を強調した。同一賃金の原則を受け入れることは或るきまつた仕事や職種について決められた賃金率が、性を理由として差別をするようなものであつてはならないということの意味するのである。男女の所得には、多種多様な他の要因によつて、差異がない訳にはいかない。しかし、こういつた差異は、同一価値労働同一賃金の問題にとつて直接的に関連しているものではないのである。

60 各コンサルタントは、彼等の見解によると、多種多様の要因が同一賃金原則の適用に影響を与えていると述べた。特に強調された点は、婦人労働者の雇用機会の水準の圧倒的な重要性についてであつた。このことは、同一賃金原則の採用と適用に最も重要な要因であるように思われた。婦人労働者に対する需要の水準が高い所では容易に同一賃金を獲得し、その理解を得、且つ大した困難もなくそれを実行に移すことができた。

61 多数のコンサルタントは、同一賃金の適用は、各国の伝統と条件に合致するようにしなければならないという事実を強調した。どれか一つの方向に、どれかの固定したやり方で実行に移すのは、不可能である。扱い方の融通性が基本的であるように思われた。

62 あるコンサルタントは、賃金決定における政府の調整と介入の範囲は、重要な要因であることに注目した。政府が賃金を規整している所では、この規整が、同一賃金原則の適用を進歩させるのに、有利な条件を作り出している。

63 幾人かの会議の代表は、男女に対する統一的最低賃金率を形成する傾向について述べた。彼等は、このことがすべての他の段階の賃金階梯における男女労働者に対する同一賃金率の確立に有利な影響を与える点に注目した。最低賃金率が男女に対して同一である所では、賃金構造は、あらゆる段階の上で、平等の原則ともつとよく一体となるように思われた。

64 多くの国では、この原則を実施するためには、時間そのものが重要な要因になることも亦指摘された。この思想が基本的に受け入れられれば、より深い理解に基礎をおいた漸進的な適用はもつと容易であり、経済に対する何らの障碍なしに賃金の変化に対して調節をすることが可能になる。

65 数人のコンサルタントは、技能と職務の遂行を客観的に評価することの困難に注意を求めた上で、彼等の考えでは、職務分析と職務評価は、同一賃金原則を適用するための唯一つの満足な出発点として証明されたと述べた。職務分析と評価の体系が実施されていない所では、賃金構造には不均等が存在するようであるし、婦人労働者は、色々な理由のために、男子よりもそれらの不均等に苦しみがちになる。

職務内容の客観的な評価の方法を発展改善するための方策は、幾つかの国において取られてきた。しかし、異なつた産業や職業の間に適用できるような職務評価についての方法や手段を研究することが、今なお大いに必要である。

66 職務分類と職務評価の計画は、労使合同の研究、協議会、協約を通して適用することができること、及び、討論と協力のこの過程は、同一賃金原則に対する非常に大きな理解を生み、婦人の技能に対してより公平な評価をもたらすということが注目された。このことは、賃金が直接に関係のある当事者間の自由な団体協約にゆだねられている国々において適用する場合の実際上の問題にとつて、特に重要な接近となつた。

67 ILOの同一賃金勧告は、同一賃金原則の適用についての幾つかの示唆を含んでおり、そしてこの様に、この原則を実施しようとしている国にとつて

有益な指針となるという事実が求められた。

68 幾人かのコンサルタントは、同一価値労働同一賃金の原則の採用を考慮し、研究する場合には、事実の必要なこと、そして特に欠勤、異動といった事からについて労働者たる婦人の記録の説明になるような事実が必要であることを強調した。使用者にとっては、男子に比した女子の相対的な能力を相当に考慮しなければならない点が注目されたが、婦人労働者の男子労働者に対する相対的な能力について概括するのが困難であるということも亦強調された。性に関わりなく労働者間には個人差がある。性という基盤の上に一般的な結論を出そうと試みることは、非常に多数の婦人労働者にとっては不公平なものになる。

69 数人のコンサルタントは、婦人労働者の利益と同一賃金の履行は、もし婦人労働者自身がこの方向に向つてより積極的な役割を果たすならば、もつとよく行われるであろうということを強調した。ある人は、同一賃金原則の実際の適用に当つては、男子労働者の協力を利用することが婦人労働者にとって必要であると強調した。男子が協力をしづりがちな場合には、団体協約において平等な賃金率を発展させ、確保することは特に困難であり、そして一度びこの様な協約が実施されるや、その協約の下では一層困難になる。男女が同一の形に属する職務について仕事をした経験のある所では、徐々にではあるが同一賃金原則を受け入れるのに困難が少くなり、場合によつては全然なくなつたこと、そしてそれは婦人自らが経済的にその価値を持っていることを証明したからだということに或るコンサルタントは注目した。

この様な経験のない所では、男子労働者は、同一賃金という観念を受け入れる用意が少ない。

70 同一賃金の経済的、社会的なはね返りに関しては、コンサルタント達は、或る国では、同一賃金の導入は国内においても、外国貿易関係においても何ら不利益な経済上のはね返りをもたらしなさいといわれていることに注目した。他の国では、不利益な経済上のはね返りを恐れることからこの原則の適

用をためらっている。同一賃金の導入の経済的社会的結果のすべての問題は、将来の研究課題であると示唆された。

71 幾人かのコンサルタントは同一賃金が婦人の雇用機会の上に与える可能性のある影響に注意を求めた上で、この原則の適用から起るはね返りのうちで、この面については特別の考慮と注意を払う必要があると示唆した。同一賃金の導入以来、関連職業における男子に対する婦人の割合が低下した実例が引用されたが、こういう事情の下、或は他の与えられた事情の下では、多くの他の要素が作用していること及び同一賃金に対して明確な因果関係を付けるのは困難であることが認められた。慢性的失業と潜在失業をかかえている工業化の後れた或る国々においては、同一賃金原則の厳格且つ完全な適用を主張することは、或る産業、職業及び地域における婦人労働者にとっては非常に深刻な雇用上の困難を作り出すであろうと指摘された。

72 婦人の賃金に関するほとんどすべての討論を通して、同一賃金の問題に対する教育上のアプローチの必要が特別に強調された。皆が同意したことは、男女同一価値労働同一賃金をもつと良く理解するのを促進するという方法が、この原則を履行する為の、そしてこの原則を実際に適用するのに必要な国民の広い受け入れを発展させる為の基礎的な手段であるということであつた。

項目 4

婦人労働者に関する将来の事業計画

73 当会議は、次に婦人労働者の問題に特に影響する将来の事業計画活動を検討した。事務局長代理は、ILOは、すべての労働者にとって必要な措置と問題に関して適切な考慮を払いながら、事業計画の均衡を維持しなければならないと指摘した。

予算の上からも人員の上からも限られた資源に対して数多くの強い要求がある。その上に、或る種の問題は、国際的に処理されるよりも、地方的、国家的に処理されるのが一番よい。この様な色々な配慮を心に持たなければな

らない。

- 74 当会議は、討論の結果として提供された将来の活動への非常に多くの示唆をもっているが、会議の提出した提案の中で現実的なものに重点をおくよう努力した。当会議が望ましいと信ずる活動の遂行を、ILO機構の他の部分が支援する場合にも当会議は示唆を試みた。当会議は、ILOの活動が最も重要であり、それを緊急に必要とする分野に関して或る結論に達し、自らILOの活動が将来効果的に拡張され強められると考える領域を示した。以下に示すのがそれである。

職業的準備

- (1) 当会議は、婦人の職業生活に対する教育と訓練が非常に重要なことに特別の関心を払うとともに、ILOは婦人のためのもつとより良い職業的準備を助長するための努力を大に行うべきであると報告した。
- (2) 当会議は、国際労働事務局が、ILOの地域事務所の機構を通じて、この問題の重要性及びこの分野で技術的支援を得ることの可能性について各国政府の関心を求めるべきであると示唆した。
- (3) 当会議は更に、婦人に対する職業的準備の問題は、次の会議の議題に包含すべきであるとの示唆を与え、またこの問題は最も優先的に処理すべきであると勧告した。

農業における婦人労働者に必要な措置と諸問題

- (1) 問題の複雑さ及び各国における必要措置と条件が非常に多様であるという観点の下に、当会議は、理事会に対して、ILOの常設農業委員会の早い時期の会議議題として、農業における婦人の雇用と労働条件の問題をとり上げることを考慮するように要請した。
- (2) 農業における婦人労働者の安全と衛生の問題の性質並に重要性を知った上で当会議は、これらの問題は、ILOの定例の研究、情報計画の枠内で、この分野における活動の他の面にも適切であるように、注意深く、体系的に研究すべきであると示唆した。

婦人の賃金

- (1) 当会議は、この問題に関するILO条約の中に示された同一賃金原則に特に準拠した。同一価値労働同一賃金の問題は、将来の活動の中で特に優先的に処理される必要のあることに注目した。
- (2) 当会議は、職務分類と職務評価及び職務内容の客観的評価の他の方法についての問題は、ILOの産業別労働委員会という機構を通して研究し検討するのが有益であると思われるとの示唆した。
- (3) 或るコンサルタントによつて指摘された欠勤と異動の重要性に注目しながら、当会議は、国際労働事務局が、事実の報告という観点からこれらの問題に関する現存の資料をしろう集して照合すべきであるとの示唆を与えた。

既婚婦人の雇用

- (1) 当会議は、ILOが既婚婦人の雇用に関係した、利用可能な資料（非政府団体からのものを含めて）をしろう集してそれを統一するように続けるべきことを主張した。
- (2) 当会議は、特に重要なことは雇用されている既婚婦人（未亡人を含めた）の数に關係する統計資料を、種々の範疇に出来る限り区分した上で、出来るだけ多く持つことであると示唆した。
- (3) 当会議はまた、既婚婦人が就業に當つて選ぶことの多い、パートタイム労働のための措置の性格について研究することが望ましいと注意を喚起した。

技術革新の婦人の雇用に及ぼす衝撃

- (1) 当会議は、技術革新が婦人の雇用機会と諸問題に及ぼす衝撃について、ILOが研究を続けるように勧告した。
- (2) 当会議は、技術革新が婦人の雇用機会と問題の上にもたらす衝撃の問題は、次の会議議題の中に包含されるべきであると示唆した。

年長労働者

- (1) 当会議は、ILOは年長労働者の問題に特別に関心を払っていること及び年長婦人労働者の問題は、この一般的な枠の範囲内で考慮が払われるだろう

ということに、満足をもつて注目した。

- (2) 当会議は、この分野での進歩は、次回の会議に報告されるであろうと示唆した。

家事労働者

- (1) 当会議は、家事奉仕労働者の労働条件と地位を改善するための活動が常に重要である点に注目しながら、この点について次のように示唆を与えた。

1) ILOは、この種の労働者にとつての必要措置と諸問題、及びそれらに對した時の経験に関連した資料を絶えず集めていること、及び

2) ILOは、家事奉仕労働者の雇用と労働条件に普通関係のある事実についての資料と記事を刊行すること。

- (2) 当会議は、この分野での仕事の進歩について、後の段階で再検討するのが有益である事に同意した。

工業的・家内労働者の問題

当会議は、工業的・家内労働者にとつて必要な措置と諸問題は、次回の会議の議題に含めるために研究し検討すべきであると勧告した。

地域的セミナーの要望

当会議は、拡大技術援助計画及びILOの通常予算の下で、異なる地域における婦人労働者に特に関係のある、婦人の雇用の問題と労働条件の問題を取り扱うための地域的セミナーを組織するのが望ましいことに特別な注意を喚起するものである。

当会議の将来の事業

- (1) 当会議は、すべての労働者に関して、ILOが行わねばならない多くの仕事のあることを認識した上で、婦人労働者の問題の緊急性と重要性に注意を払い、理事会が適当であり且つ予算上可能であると認めるならば直ちに、コンサルタントの将来の会議を持つことが望ましいと強調するものである。

- (2) 当会議は、当会議の仕事は各コンサルタントと、国際労働事務局との間の通信や、相互的協同によつても追求され得ると考えている。就中コンサルタ

ントは、婦人の雇用に特に関係のある各国の発展に関する情報や資料を事務局に供給すべきことを示唆した。

- (3) コンサルタン達が、当会議を通して、またILO機構の他の部分を通して自らの責任で一般社会に婦人労働者の問題に対する注意をうながすようにするならば、婦人労働者の問題に対するもつと良い理解が生れるだろうと当会議は考えている。

75 当会議はまた、恒々のコンサルタントによつて示唆された幾つかの他の問題についても考慮中であるが、それは次のようなものであつた。

- (1) 婦人が管理的及び他の責任ある地位を得るという問題に、もつと大きな関心が払われるべきであること。

- (2) 販売、商業活動の中の婦人の問題を研究すべきこと。

- (3) 婦人にのみ適用になる特別労働立法の実際上の影響について調査すべきこと。

- (4) 婦人の雇用と労働条件の問題は、ILO総会の、出来るだけ早い会期の議題に含めるか、或は事務局長の総会に対する報告の特別の部分で取り扱うべきであること。

- (5) 婦人の母性保護上の必要措置及び就労権をはく奪されことなく権利として与えられる産前産後の休暇期間等を研究すべきこと。

- (6) 婦人の賃金問題は、同一賃金条約を批准した国においても、批准していない国においても研究すべきこと。

当会議は、これらの問題の重要性を理解し、これらの問題の幾つかについては、ILOの異なつた機関の手で活動が進行中であることに注目しているが、それらに関して、何らの結論に到達せず、特別の示唆を与えてはいない。

76 結論として、当会議は、自分の活動が、将来婦人労働者の問題を処理する上で、ILOを絶えず支援し続けるだろうという希望を表明した。

議長 アリス・K・レオポルド

副議長 ウォルター・ハウザー

1959年10月16日 於 ジュネーブ

附 録

事務局長代理による開会の挨拶

婦人労働問題についての諮問会議の第一回会合を機会に、ここジュネーブに皆さんをお迎えするのは、事務局長としての私にとって非常に喜びとするところであります。

この分野における諸傾向の探求と、進歩の評価を行つて、我々を助けて、産業社会、また産業化が進行中の社会における婦人労働者の新しい就業機会、必要な措置及び諸問題について十分効果的な対応ができるような事業計画と活動を展開するように、事務局長に助言と支援を与える皆さんの仕事の重要性については、今さら私が強調するまでもありません。

ただ、皆さんをお迎えするに当つて特につけ加えたい言葉は、ILOと諮問的な関係にある国際連合及び国際的非政府団体からのオブザーバーが、ここに出席されて、討論をきかれることです。この方々の協力は、婦人労働者のための我々の活動にとって最も有効な要素となります。

最近の20年間に、世界の労働力の中で、婦人の占める範囲とその性格には、多くの大きな変化がみられました。皆さんの前に置かれた資料は、世界の何処でも、婦人は労働人口の中で益々重要な、欠くことのできない部分を構成していることを示しています。これらの資料は、また、経済的、生物学的及び文化的要因が、経済生活への婦人の参与の範囲と性格及び女子労働力の構成と分布に影響を与える複雑な要因の中でも支配的であること、及び我々は、もし世界社会の中で婦人労働に起りつつある変化を測り知ろうとするならば、これらの要因のすべての衝突について考慮を加える必要があることを示唆しています。経済的要因の重さについては既に明らかであります。決定的な影響は、婦人の労働参加及び経済生活の中の婦人の地位とその分布の上にある経済発展の段階

によつて発揮されるのです。ほとんどが家族耕作に基づいた農業経済である後進国においては、婦人の労働参加は高い率であります。工業化が進行中の国においては、過渡的に減少し、それから広範な経済的機會と必要措置を保有する高度に工業化の進んだ国では再び上昇するという傾向にあります。労働力の中の婦人の地位と分布の両者とも、経済発展を左右する複雑な要因を反映している様に見えます。しかし、多くの点において、そして大抵の国では、仕事に対する家族的及び社会的価値と態度を決定する文化的要因が、労働力人口の中の婦人の参加と分布によつて高度に重要な要素となり、そして婦人労働者の問題に関係のある政策に影響する最も重要な要素であるように思われます。

世界中の婦人の非農業的職業への参加が増大し、多種多様となつたこと及び経済生活と社会生活への婦人の貢献がより社会に受け入れられ、認められ易くなつたことは、明らかに全体的な様相です。

このことと鋭い対照を見せているのが、世紀の移り変りの頃に見られた様相です。その頃には、農業地域の外では、経済的に活動的な婦人は極めて少なく、そしてまた経済の極く限られた部門と、一部の選ばれた職業に極度に集中しており、そして労働者としては、婦人労働によつて利益を得ようと求めていた人々からさえも、疑の目で見られがちでありました。

皆さんの前に置かれた資料に示されているように、そして皆さん御自身の経験から御承知のように、あらゆる労働者に等しく影響を与え、経済生活、社会生活の中での婦人の役割りを絶えず進化させている社会的進歩は、労働者としての婦人の必要とすることや問題を変えつつあります。或る種の必要と問題は緊急に研究され、すべての労働者に対する基準として、また条件として重要な点は実質的に改良されました。他のものは、女子労働力人口の分布と構成の中の変化と併行して増大しました。

しかも、この様相を観察する場合に、婦人労働者に関係する事情の変化の要因を強調するのはた易いことです。各方面における就業機会の型は、伝統的な活動分野と不熟練、低賃金労働への婦人労働者の過度の集中という依然として

昔ながらの型なのです。そして集団としての婦人労働者の必要とすることや問題は、今世紀の始め或は25年前に彼等にとつて基本的であつたことからほとんど変つておりません。このことは先進国の幾つかでも事実であり、多くの後進国でも同様です。

このことは、私に今日の世界の中での労働条件、必要措置及び諸問題についての大なる相違——婦人労働者の事情の上に、そして彼等の問題に国際的な立場からアプローチを試みる上で特殊な意味をもつた相違——を強調させるのです。

例えば、既に明らかなことは、高度の先進国について大ざっぱに述べられた婦人の地位と、工業的な後進国における婦人の地位との間には、多くの根本的な相違があり、これらの広い範囲の区別の中に、大きな地域的、国家的差異があるのです。

こういつた環境の中で、何処に我々の討論にとつての共通の地盤があるのかとの質問に対しては、私の考えている答は明らかです。第一に、主要な要素の多くは、恒常的なものも変化するものもすべての国において見られることです。例えば、母性の保護及び婦人労働者の就業機会と均等待遇の奨励に関しては、多くの同様な必要措置が求められています。そして多くの同様な一般形式をもつた方策が、非常に異なつた国家的構造の中で、そして国家的条件と資源の中で行われています。第二に、特に高度の先進国と後進国との間のように、異なつた必要と問題が存在するところでは、それらを現実的な方法で取扱い、最もよい通路と考えられる道を通つてそれらに対処することを学ばなければならないのです。

開発に後れた国は、古い工業国の経験から何かを学ぶでしょう。彼等は、同じ過誤を犯したり同じ道を通つて彼等の目的地に向つたりする必要はないのです。

新に発展の途上にある国々から来られた皆さんに私がここで特に申し上げたいことは、討論に積極的に参加していただいて、婦人労働問題に特に関係のある皆さんの国の経済的、社会的発展における転換に関して、出来るだけ多くの

指針を我々に与えていただきたいということです。皆さんは重い責任を負っています。皆さんは、ある意味では、将来我々がもつと奉仕しなければならない何百万の婦人の利益を代表しているのです。

皆さんの前におかれた資料の中で、皆さんは、我々が変化の要因に余りにも重点を置きすぎて、恒常的な要因に余り重点を置いていないとお考えになるかも知れません。この点については、現在の傾向を示唆するのが我々の討論の目的なのですから、必要なことだと私は思います。

何れにしても、変化の歩調に関して、またその変化が婦人労働の地位に与える影響に関して我々の間でも意見の一致が見られないかも知れませんが、局面は動的であり、我々が現在当面している様相は、今世従来における様相とは非常に異なつており、そして多分この次の国勢調査による様相とも非常に異なつているかも知れないと私には思われます。

皆さんの基本的な仕事は、世界のあらゆる部分にある国々における経済生活及び社会生活への婦人の貢献が絶えず発展することから流れ出るのです。我々は、婦人の雇用機会と経済生活への婦人の参加に関係した主な傾向に関して、そして今日の労働者としての彼等が真に必要なことと問題に関して、皆さんの助言を必要としているのです。我々は婦人労働者の必要とすることに効果的にこたえ、それらの問題に対処する事業計画の提案を発展させる上で皆さんの助力を求めているのです。

皆さんが御承知の通り、このコンサルタントの会議が開設されたのは、婦人労働者に特に関係する労働政策及び問題の面に関して、そしてそれらに応ずるために追求されるべき計画に関して、ILOに助言と援助を与えるという特別の目的のためなのです。当会議の基本的な役目は、婦人労働者に関係のある主要な傾向とその発展を、事務局に常に認識させるとともに、ILOの計画の方向と事業に対するそれらの意味について明確な情報と助言を提供することにあります。当会議は、この様に純粹に諮問的、助言的な機関であつて、各構成員は個人的な能力をもつて当機関に協力すればよく、各自の仕事には、夫々の個

人的な経験や權威に十分の重きを置いているのです。

当会議の第一回会合は、現代工業社会及び工業化が進行中の社会における婦人労働者に特に影響を与える問題についてもち続ける、協議の過程の第一歩なのです。我々が望んでいることは、当会議がILO機構に、体系的な相互的協議——時に応じて適切な、財政的に可能であるような通信、会合による機会がある場合には人的接触によるもの及び皆さんが考えつかれたその他の手段による——のための常設的なかけ橋として加わることなのです。

この会合は、以上に述べたように、理事会によつて採択された議題の下に当会議に提出された諸問題について、国際労働事務局に対して各構成員の見解という便益を提供することを求められているのです。その目的は、問題へのアプローチや解決を統一することではなくして、知識と助言の共通のプールに貢献する三つのグループから集まつた人々とともに、實際上の経験をお互に交換して問題を体系的、客観的に検討することなのです。

今日、婦人労働者が真に必要なことと問題について皆さんの手元に集積されたものを通して、共通の一致がみられた点、強調や接近上の差異のある点、存在するかも知れない不一致の範囲を反映するような、そして皆さんの審議の過程から出てくるかも知れない實際上の示唆と勧告を内容とするような分析的報告を作つていただくことが私の望みとするところです。

ILOが近年において婦人労働者のために、そしてその使用者のために何もしなかつた訳ではないということは、皆さんは御承知だと思います。我々は、研究と調査、基準の設定と教育の分野で一貫性のある、しかも益々多様となつた一連の活動を行つて来ました。また技術援助の分野でもその端緒につきました。我々は、出来るだけ効果的にそして我々の能力の許す限りの範囲まで、ILO総会及び戦争以来設置されている婦人労働に関する専門家の技術会議で採択された勧告を追求し続けて来ました。特に、1956年に開かれた、この前の専門家会議で採択された勧告を推進するために特別の努力を払うとともに、この目的のために、ILO機構を通してのみならず国連とも協力して来たのです。

併しながら、主要問題は未だ我々に残されています。御承知の通り、解答が受け入れられるのはこれからですし、或る場合には、解答が見出されるのもこれからです。そして新しい発展ということの意味は、特に新な発展途上にある地域では、重点的な新規事業計画、これから歩む新しい道、新しい活動、そしてまだまだ色々異なつたアプローチの方法のことなのです。これらの地域において特に我々は皆さんの援助を求めているのです。

事務局長が私に求めたことは、婦人労働者に特別な関係をもつた問題に関するILOの活動を十分に発展させることに彼が特別な関心をもっていることを示せば、そこで我々が世界の労働力人口の中で益々重要となりつつあるこの部分の新しい就業機会と、変りつつある必要措置に効果的な回答を与えるであろうということでした。ですから、彼は皆さんの助言を高く評価するでしょうし、皆さんの討論の報告を受け取ることを激しい期待をもつて待ち望んでおります。

時間は僅かです。そして私は皆さんを仕事から長い間引き離しておこうとは思いません。今週の協同作業に皆さんをお迎えしながら、なおも附け加えたいことは、当会議が男女両性によつて構成されているのを見て、私が非常に嬉しいということでした。私の見解によれば、この事は、我々が婦人労働の問題にもつと現実的で且つ統合された取扱いをするのに助けとなるであります。私は決して婦人が自分自身の問題を取り扱う場合の客観的妥当性について議論しているのでもなければ、一人の男子としての私自身の偏見を見落しているのでもありません。私は、今日の主たる労働問題は男女に等しく影響を与えるということを認めるような一般の傾向があると信じており、それ故に、婦人に特に関係のある労働問題のこの様な色々な面については、討論に貢献することが出来るという理由で選ばれ、しかも問題の解決に根本的に関係のあるすべての人々の見解や経験を反映するような集団の中で討論を行うことが望ましいと私には思われるのです。

皆さんが御自身の経験からよく御存知のように、婦人労働の問題は冷静な考

慮や客観的な事実というよりはむしろ、主観的で頑固な意見によつてしばしば
かもし出される論争の気分の前にさらされがちなものです。確かに、皆さんは
こういった気分を取り除いて、感情に支配されるのではなく、合理的で科学的
な探求の精神に支配される雰意気の中で自分達の仕事を追求することができる
でしょう。

私は、皆さんが出来るだけ自由にそして形式にとらわれずに討論を続けられ
るように望みます。この様な諮問的集団においては、形式的な規則や基準とな
る秩序が必要だとは私には思われませんし、皆さん自身が、皆さんの議事手続
をお決めになればよいのだと思います。

皆さんの御臨力に対しては、もう一度心からの感謝を捧げます。我々事務局
員を自由にお使いになつて結構ですし、我々は、会期中も会議の外でも出来る
だけお手伝いしたいと思います。

これから審議に入るわけですが、先ず第一に役員を選挙されるのが良いと思
います。議長を一人と副議長を二人指名して頂きます。

なお、政府代表、使用者代表及び労働組合代表として来られた方々の夫々の
見解と経験を反映するような観点で、これらの役員を選挙されるのが適当だと
存じます。

何うぞ議長を指名して下さい。

海外の婦人労働問題

昭和35年12月1日 印刷

昭和35年12月1日 発行

発行者 東京都千代田区大手町1の7

労働省婦人少年局

印刷者 信陽堂印刷株式会社